

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

鳥取県、島根県

2 構造改革特別区域の名称

山陰地域限定特例通訳案内士養成特区

3 構造改革特別区域の範囲

鳥取県及び島根県の全域

4 構造改革特別区域の特性

鳥取県の県土は約3,500km²で、東西約126km、南北62kmであり、島根県の県土は約6,700km²で、東西約240kmと東西に長い地形が特徴的である。

両県は北に日本海、南に中国山地を擁し、海と山の優れた自然環境が残っている。鳥取砂丘、大山、さらに世界ジオパークに認定された山陰海岸ジオパーク、隠岐ジオパークなどは自然を生かした代表的な観光地であり、また、三朝温泉や玉造温泉などの温泉地にも恵まれている。さらには、国宝である三佛寺投入堂、出雲大社、神魂神社、松江城をはじめ、世界遺産の石見銀山、日本遺産に認定された三徳山、三朝温泉、津和野などの歴史的、文化的景勝地も数多く存在するという特性を持つ。

外国人観光客も年々増加しており、米子ソウル便、環日本海定期貨客船はいずれも山陰唯一の国際定期航路として、観光・ビジネス・国際交流など幅広い分野で地域・県民に大きな便益や経済効果をもたらしている。また、新たな航空路線として米子香港便の就航が決定し、今後さらなる外国人観光客の増加が見込まれる。

外国人の入り口になっている米子鬼太郎空港、境港は鳥取県と島根県の県境に位置しており、訪れる外国人旅行者は両県をまたいで広域周遊するケースがよく見られる。

5 構造改革特別区域計画の意義

鳥取県及び島根県のインバウンド（訪日外国人旅行者受入れ）の特徴としては、「米子ソウル便」、「環日本海定期貨客船」といった山陰唯一の国際定期路線が運行していることもあり、韓国の比率が高いことが挙げられる。また、米子香港便の就航決定や大型クルーズ客船の寄港、連続チャーター便の就航などが相次いでおり、東アジア市場（中国・香港・台湾）の重要性が高まってきているところである。

加えて、更なる外国人観光客誘致に向け、「環日本海定期貨客船」により直結しているロシア市場の拡大を図るべく、受入体制の一層の充実を図る必要がある。

また、新たな市場として、欧州圏で訪日客数上位を占めるフランスをターゲットに誘客を図るべく、受入体制の整備を進めていく必要がある。

一方で、両県の通訳案内士の数は不足しており、最大の市場である韓国、台湾、重点市場である中国、香港、今後市場の拡大を図っていくロシア、フランスへの対応が十分にできていない状況である。

さらに、観光客の FIT 化、旅行ニーズの多様化が進んでおり、鳥取県及び島根県の観光等に関する詳細かつ新鮮な情報を提供する必要性が高まっているが、通訳案内士の不足から、他県に登録された通訳案内士に頼らざるを得ない状況であり、そのニーズに答えられていない。

当該特区を活用し、鳥取県及び島根県の観光情報等の研修など、地元人材の活用により、外国人旅行者の求める詳細な情報を提供する通訳案内士を養成できる。

6 構造改革特別区域計画の目標

当該特区により、通訳案内士の認定要件を緩和することで、通訳案内士の不足を解消するとともに、鳥取県及び島根県ならではの研修を実施することで、広域周遊観光に対応できるのみならず、増加する FIT、ニーズの多様化にも対応できる通訳案内士を養成し、鳥取県及び島根県ならではの楽しみ方を伝達するなど、外国人が安心して、当地を楽しむよう、満足度の向上を図る。

現状、大型クルーズ客船の寄港時、チャーター便の就航時など地元のボランティアガイドを活用しているところであるが、限定的な場ではなく、地域限定特例通訳案内士として幅広く活動できるよう推進していく。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

この特別区域においては、通訳案内士が充実することでより一層の外国人旅行者の増加、それに伴う宿泊者の増加など地域の活性化を促進することが期待できる。

また、地域で活動しているボランティアガイドの報酬の受取を可能にし、在住外国人など通訳案内の裾野が広がることが期待できる。

8 特定事業の名称

1 2 2 9 地域限定特例通訳案内士育成等事業

別紙

1 特定事業の名称

1 2 2 9 地域限定特例通訳案内士育成等事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、鳥取県・島根県が合同で実施する研修を修了し、鳥取県知事の登録を受け、地域限定特例通訳案内士として活動しようとする者。

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区認定の日から

4 特定事業の内容

①事業概要

鳥取県・島根県が合同で行う特区内の特性に応じた英語、中国語、韓国語、ロシア語、フランス語の通訳案内に関する研修を修了し、鳥取県知事の登録を受けた地域限定特例通訳案内士の育成、確保及び活用を図る。

②事業に関する主体

鳥取県及び島根県

③事業が行われる区域

鳥取県及び島根県全域

④事業の実施期間

平成27年度から平成31年度

なお、鳥取県・島根県の本事業の活用状況を踏まえ、当事業実施中に継続等の実施期間についての再検討を行う。

⑤事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

当該特区内において、地域限定特例通訳案内士が報酬を得て、外国人に付き添い、外国語を用いて旅行に関する案内を行うことが可能になる。

⑥その他

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第19条の2第8項、第9項及び第10項の規定により準用する通訳案内士法（昭和24年法律第210号）第3章、第4章及び第35条の一の

地方公共団体については鳥取県とする。

5 当該規制の特例措置の内容

①特例措置の必要性について

鳥取県及び島根県のインバウンド（訪日外国人旅行者受入れ）の特徴としては、「米子ソウル便」、「環日本海定期貨客船」といった山陰唯一の国際定期路線が運行していることもあり、韓国の比率が高いこと（全国 10.3%に対し、鳥取県及び島根県は 33.6%）が挙げられる。〈表 1〉

〈表 1：訪日外国人客数の分析〉

	全国		鳥取・島根	
	客数	比率	客数	比率
合計	60,509,240	100.0%	125,930	100.0%
韓国	6,741,220	11.1%	48,510	38.5%
中国	16,294,730	26.9%	11,520	9.1%
香港	4,809,440	7.9%	14,700	11.7%
台湾	10,490,960	17.3%	25,700	20.4%
アメリカ	3,798,880	6.3%	5,080	4.0%
カナダ	525,620	0.9%	830	0.7%
イギリス	905,820	1.5%	980	0.8%
ドイツ	643,640	1.1%	1,700	1.3%
フランス	771,260	1.3%	1,440	1.1%
ロシア	215,260	0.4%	690	0.5%
シンガポール	1,379,040	2.3%	870	0.7%
タイ	2,396,430	4.0%	2,390	1.9%
マレーシア	840,010	1.4%	900	0.7%
インド	293,980	0.5%	350	0.3%
オーストラリア	1,472,080	2.4%	970	0.8%
インドネシア	728,770	1.2%	70	0.1%
ベトナム	295,860	0.5%	140	0.1%
フィリピン	592,750	1.0%	310	0.2%
イタリア	401,060	0.7%	260	0.2%
スペイン	378,830	0.6%	1,170	0.9%
その他	5,125,610	8.5%	5,970	4.7%

※観光庁 宿泊旅行統計調査（平成 27 年・年間値（確定値））

また、近年では、定期路線のほかに、大型クルーズ客船の寄港、連続チャーター便の就航などが相次いでおり、東アジア市場（中国・香港・台湾）の重要性が高まってきているところである。

東アジア市場は今後一層の伸びが期待される市場であり、FIT化が著しい香港、台湾、重点市場として捉えている中国といった中国語圏の誘客を特に推進しているところである。

一方で、通訳案内士の数は、平成28年4月1日現在で鳥取県31名、島根県40名である。〈表2〉

韓国語は6名（鳥取県4名、島根県2名）、中国語は10名（鳥取県2名、島根県8名）、ロシア語は1名（鳥取県1名、島根県0名）、フランス語は2名（鳥取県1名、島根県1名）と通訳案内士が不足しており、最大の市場である韓国、台湾、重点市場である中国、香港、市場の拡大を図っていくロシア、フランスへの対応が十分にできていない状況である。〈表3〉

さらに、観光客のFIT化、旅行ニーズの多様化が進むなか、鳥取県及び島根県の魅力を伝えるための詳細かつ新鮮な情報を提供する必要性が高まっているが、通訳案内士の不足から、他県に登録された通訳案内士に頼らざるを得ない状況であり、外国人旅行者が求める詳細な情報を提供するといった対応ができていない。

〈表2 通訳案内士登録者数（平成28年4月1日時点）〉

	英語	中国語	韓国語	ロシア語	フランス語	スペイン語	ドイツ語	イタリア語	ポルトガル	タイ語	合計
鳥取県	20	2	4	1	1	2	1	0	0	0	31
島根県	27	8	2	0	1	1	1	0	0	0	40
全国	14,320	2,380	1,057	308	920	817	576	210	131	28	20,747

〈表3 通訳案内士一人あたりの外国人数〉

言語	国・地域	全国			鳥取			島根		
		年間宿泊者数(A)	通訳案内士数(B)	通訳案内士一人あたりの外国人数(A/B)	年間宿泊者数(A)	通訳案内士数(B)	通訳案内士一人あたりの外国人数(A/B)	年間宿泊者数(A)	通訳案内士数(B)	通訳案内士一人あたりの外国人数(A/B)
中国語	中国	7,796,250	2,380	7,948	8,240	2	18,240	3,280	8	1,930
	香港	3,182,310			10,670			4,030		
	台湾	7,937,310			17,570			8,130		
	計	18,915,870			36,480			15,440		
韓国語	韓国	4,338,950	1,057	4,105	42,850	4	10,713	5,660	2	2,830
ロシア語	ロシア	215,260	308	699	470	1	470	220	0	—
フランス語	フランス	771,260	920	838	380	1	380	1,060	1	1,060

②地域限定特例通訳案内士の養成研修について

鳥取県及び島根県における地域限定特例通訳案内士については、広域周遊観光にも対応できる人材の育成を目的とする。

当該特区内の特性に応じた、鳥取県及び島根県が行う英語・中国語・韓国語・ロシア語、フランス語の通訳案内に関する研修を受講させることとする。

なお、研修の受講にあたっては以下の語学力を目安とし、事前に面接による試験を実施するものとする。

言語	条件
英語	TOEIC 730点相当以上 英検準1級相当以上
中国語	中国語検定2級相当以上 HSK試験5級相当以上
韓国語	ハングル能力検定2級相当以上 韓国語能力検定5級相当以上
ロシア語	ロシア語検定2級相当以上
フランス語	仏語技能検定準1級相当以上

ただし、母国語が英語、韓国語、中国語、ロシア語、フランス語の方については日本語能力検定N2級相当以上を語学力の目安とする

また、研修内容は以下のとおりとする。

研修科目	研修内容	受講時間	想定する講師	外国語授業
オリエンテーション	<ul style="list-style-type: none"> 研修の概要説明 通訳案内士と地域限定特例通訳案内士の違い 鳥取、島根両県の観光施策 	2時間		
コミュニケーション・ホスピタリティ	<ul style="list-style-type: none"> 外国人旅行者に対するマナー 接遇、おもてなし精神の涵養 	12時間	外国人宿泊者の多い宿泊施設関係者、航空関係者、ホスピタリティ講師	
語学研修・ガイドスキル	<ul style="list-style-type: none"> 各言語での観光案内、相談等を円滑に案内できる知識 	10時間	ネイティブ講師あるいは語学教室講師(各言語)	○
旅程管理	<ul style="list-style-type: none"> 旅行者の移動の円滑化に関する知識 安全対策、事故発生時の対処 	6時間	観光庁長官の認定を受けた機関	
鳥取県及び島根県の観光等	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取、島根両県の地理、歴史、文化や観光名所、特産品、伝統行事等に関する知識 	24時間	県の指定する講師	
救急救命	<ul style="list-style-type: none"> 心肺蘇生法、AED トレーナー実技 	3時間	日本赤十字社、消防局、市町村等	
実務研修	<ul style="list-style-type: none"> 模擬バスツアー等でのスキルアップ(実地研修) 	18時間	鳥取県及び島根県のガイド等+語学講師(各言語)	○
合	計	75時間		

○オリエンテーション（研修時間：2時間）

研修の開催にあたっての説明及び地域限定特例通訳案内士と通訳案内士の違いについて説明を行う。

○コミュニケーション・ホスピタリティ（研修時間：12時間）

外国人旅行者の特徴、習慣、マナーに関する知識、おもてなしの精神について学ばせるものとする。

○語学研修・ガイドスキル（研修時間：10時間）

各言語を用いて、旅行者とのコミュニケーションを円滑に図ることができ、観光案内業務、情報提供、旅行相談等の対応ができるレベルの語学研修を行う。

母語が英語、中国語、韓国語、ロシア語あるいはフランス語である者については語学研修を免除できるものとする。

○旅程管理（研修時間：6時間）

観光庁長官の登録を受けた機関が実施する国内旅程管理研修について受講させる。旅行者の移動の円滑化に関する知識、安全対策及び事故発生時の対応に関する事務処理能力等を学ばせるものとする。

○鳥取県及び島根県の観光等（研修時間：24時間）

鳥取県及び島根県の文化、観光情報、地理、歴史、特産品、伝統行事等について学ばせるものとする。

○救急救命（研修時間：3時間）

日本赤十字社、消防局、市町村等が実施する「基礎講習」や「普通救命講習」を受講させることで、AEDの取扱いや応急（救命）手当ての知識、技術を習得させるものとする。

○実務研修（研修時間：18時間）

模擬ツアー等でのガイドスキル向上研修を行う。

効果測定方法については以下のとおりとする。

上記のとおり、鳥取県及び島根県が指定する研修を全て受講したものは、登録にあたり口述試験を受けることとする。この口述試験は1人あたり15分程度の面接とし、研修の理解度を測るほか、英語・中国語・韓国語・ロシア語・フランス語のスピーキングスキルやプレゼンテーション能力、ガイド能力についても審査の対象とする。

○地域限定特例通訳案内士制度の策定・研修実施に係るスケジュール

	平成28年度												平成29年度					
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	
計画申請	●																	
計画認定			●															
制度周知				→														
地域限定特例通訳案内士にかかる要領等作成								→										
研修実施の周知										→								
研修<県が指定する研修>										→								
救急救命講習<※個別で受講>										→								
口述試験																	●	
合格発表																	●	
地域限定特例通訳案内士登録																	→	

③実施体制について

事業の実施主体である鳥取県及び島根県が提示する地域限定特例通訳案内士養成研修について実施可能な事業者等に委託を行い、研修運営・実施を行う。

④顧客の求める日時に応じて地域限定特例通訳案内士を常時手配できる方法

登録を受けた地域限定通訳案内士について、ホームページでの連絡先公開、旅行会社の照会に応じた名簿の提供等により常時閲覧できるようにする。

⑤地域限定特例通訳案内士のPRについて

鳥取県及び島根県のホームページにおいて、地域限定特例通訳案内士制度について周知する。

併せて旅行代理店やメディアに対し、地域限定特例通訳案内士についてリーフレット、ホームページ等により情報提供を行う等により、活用を促進することとする。

⑥通訳案内士制度と地域限定特例通訳案内士制度とは別の制度であることの周知に係る方法

地域限定特例通訳案内士養成研修の受講生に対しては、研修時のオリエンテーションにおいて、通訳案内士と異なる点について説明を行う。

また、旅行会社等に対しても現行の通訳案内士とは異なる制度であることについて、ホームページや説明会等を活用し周知を行う。

⑦研修を修了し登録を受けた者が、将来的に通訳案内士になることを奨励する方法

質の向上を目的に、通訳案内士団体が実施している説明会・研修会を案内し、積極的に参加を促す等、鳥取県及び島根県のガイドレベルの底上げとともに、将来的には、通訳案内士（国家資格）人材へとつなげることとする。